

第5期営業時間短縮要請協力金(一部前払申請)チェックリスト

以下の書類がそろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、提出してください。

-
- 徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第5期)一部前払申請書(様式1)
 - 徳島県飲食店営業時間短縮協力金(第5期)の一部前払に係る誓約書(様式2)
 - ・記載した所在地が申請書(様式1)に記載の法人所在地または個人事業主の住所と一致していること。
 - 対象店舗の様子が分かる写真(様式3)
 - ・原則として、通常営業の場合の時間と、時間短縮の時間又は休業の案内を書いたチラシ等を、店先などに掲示をしていることが分かる写真。
 - (必要時のみ)食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
 - ・第1期～第3期の申請時に提出した営業許可書の有効期間が、9月30日以前に切れている場合のみ、更新後の営業許可書を添付してください。

-
- 徳島県営業時間短縮要請協力金を初めて申請される方(第1期～第3期までの受給歴が無い方)
 - 第1期～第3期と異なる「申請店舗」または「振込先口座」について申請される方は、以下の書類についても、そろっているか確認の上、□にチェック(✓)を入れ、提出してください。

- (個人事業者のみ)個人事業者の本人確認書類の写し
 - ・運転免許証、健康保険証、在留カード、個人番号カード(表面)、住民基本台帳カードのいずれかひとつ。
 - ※現住所が裏面記載の場合は裏面も含む。
 - ※個人番号カードの裏面等の個人番号が記載されている書類は提出しないでください。
 - ・申請書(様式1)に記載した個人事業者の自宅住所と一致していること。
- 申請書(様式1)に記載した振込先の通帳等の写し
 - ・「金融機関名」、「支店名」、「口座名義人(フリガナ)」、「預金種別」、「口座番号」がわかること。
 - ・申請者名義(法人の場合は申請法人名義)の口座であること。
 - ・預金通帳の場合、表紙を1ページめくった中表紙の見開き部分。
 - ・インターネットバンクの場合、上記の情報がわかるサイトのページの印刷。
- 食品衛生法の規定による飲食店又は喫茶店の営業許可書の写し
 - ・申請書(様式1)に記載の店舗の名称・所在地と屋号・店舗所在地が一致していること。
 - ※変更手続き中で、新しい営業許可書が手元にない場合は、変更手続きを行っていることが分かる書類を提出すること。
 - ・許可年月日が9月13日以前であり、許可の有効期間が9月30日以降までであること。
 - ・営業許可期間が要請期間中で途切れている場合は、新旧両方の営業許可書の写しを提出すること。
 - ・営業許可書の営業者氏名または法人名と申請者名が一致していること。
- 対象店舗の様子が分かる写真(次の①～③全て)(様式3に添付)
 - ① 店舗の外観の様子が分かる写真
 - ・原則として、店舗名、屋号等が分かる、店舗の入り口周辺の写真。
 - ② 店舗に設置された飲食スペースの様子が分かる写真
 - ・原則として、店舗に設置された飲食スペースの写真。
 - ・フードコートが併設された店舗の場合は、フードコートの飲食スペースの写真。
 - ③ 「ガイドライン実践店ステッカー」を店舗へ掲示している様子が分かる写真
 - ・原則として、店先など、入店時に掲示を確認できることが明確に分かる写真。
 - ・ステッカー記載の店舗の名称が小さく、読み取れない場合は、別途、近くから撮影した写真も添付すること。